

令和4年度尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業の審査に関する取扱要領を次のように定める。

令和4年6月29日

尾道市長 平 谷 祐 宏

令和4年度尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業の
審査に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和4年度尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（令和4年6月29日制定。以下「要綱」という。）

第9条の規定に基づく申請を受けたときの審査を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 前条の審査は、次のとおり行う。

(1) 事務局による確認 産業部商工課において、要綱に基づいて申請された事業（以下「申請事業」という。）に係る書類（以下「申請書類」という。）について次の事項を確認する。

ア 申請書類に不備がないこと。

イ 申請事業及び申請事業の申請者（以下「申請者」という。）に係

る要件を満たしていること。

- (2) 所管課による確認 申請された事業の審査に専門知識等を必要とする場合は、次の点について事業を所管する部署に対し、申請書類の確認を依頼する。

ア 要綱による補助金以外の補助金を受けていないこと。ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金交付要綱（平成25年3月28日制定）に基づく尾道市中小企業創業資金利子補給金を受ける場合については、この限りでない。

イ 法令等に違反していないこと。

(審査会)

第3条 申請事業を一括して審査するために尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会は、次に掲げる審査委員により組織する。ただし、審査会の会議は非公開とし、審査委員は5名以内とする。

- (1) 向島支所長
- (2) 産業部長
- (3) 産業部商工課長
- (4) 尾道しまなみ商工会長
- (5) 尾道しまなみ商工会から推薦を受けた者

2 審査会は、前条の審査を通過した申請事業について、申請者によるプレゼンテーションを実施し、申請事業内容の概略説明並びに事業計画書及び収支予算書の記載事項についてのアピールを15分以内で行わせ

るものとする。

- 3 審査委員は、申請書類の内容及びプレゼンテーションの内容により、別表尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業審査票の審査項目ごとに、別記尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業評価基準に基づいて、総合的に5段階で評価し、当該評価点を集計し、審査会は、同基準に基づき、要綱による補助金の交付の適否を決定する。

付 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表

尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業審査票

※審査：審査項目ごとに該当する評価点に○印を付けてください。

審査項目		審査基準	評価点				
事業主 (意欲、貢献度、事業経験・知識)	(1) 事業等に対する意欲と熱意	・出店の動機は適正なものであるか ・事業実施に向けて意欲的であるか	1	2	3	4	5
	(2) 地域への貢献及び活性化	・地域の活性化に関して熱意があるか ・地域活動に積極的に参加しようと考えているか	1	2	3	4	5
	(3) 事業経験及び知識	・事業全体について十分な経験があるか(経験年数) ・顧客ニーズに応えられる知識があるか(資格取得等)	1	2	3	4	5
事業計画 (運営体制・雇用創出、収支計画、継続性・発展性)	(4) 運営体制・雇用創出	・実施体制(人員等)に問題がないか ・出店により新たな雇用が創出されるか	1	2	3	4	5
	(5) 収支計画の適正	・収支計画に無理はなく、適正なものであるか ・借入や補助金等に依存した収支計画になっていないか	1	2	3	4	5
	(6) 事業の継続と発展性	・継続的な経営が可能か ・将来的に順調な経営が見込めるか	1	2	3	4	5
	(7) 事業計画の適正	・事業計画に無理はなく、適正なものであるか ・十分に練られた事業計画であるか	1	2	3	4	5
事業内容 (事業内容・適正業種、新規性・独創性、地域・顧客ニーズ)	(8) 事業内容・業種の適正	・空き店舗等の活用として相応しい業種及び事業内容であるか ・地域にふさわしい業種及び事業内容か	1	2	3	4	5
	(9) 事業の新規性・独創性	・集客力の高い商品、サービス内容となっているか ・店舗や商品などが他にはない独創的なものであるか	1	2	3	4	5
	(10) 地域顧客ニーズの理解	・地域や顧客が求めているものであるかを理解しているか ・既存店や競合店を刺激する新しい取り組み内容となっているか	1	2	3	4	5

別記

尾道市向島地区空き店舗等活用支援事業評価基準

- 1 書類審査及びプレゼンテーションの結果により総合的に評価する。
- 2 審査項目ごとの評価点は、次の表による。

評価	点数
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

- 3 次の基準に達する申請事業を採択する。
 - (1) 委員1名当たりの持ち点を50点とし、全委員の採点の合計点が全委員の持ち点の合計点の6割以上であるもの。
 - (2) 基準に達する申請事業が複数であるときは、上位の申請事業から順に採択する。
- 4 前項の規定による採択基準に達しない申請事業のうち、若干の修正により採択基準に達すると審査会が判断したものについては、審査会が提示する事業内容の改善策の履行を条件に、当該年度の事業として採択することができる。